### **決定通知書を7月中旬に送付し** 保険税の納税通 知

の支払いに使われる、国保運営のための重要な財源です。 必ず納期限までに納付をお願いします。 皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費

減判定所得の基準を引き上

軽減される世帯の範囲

が

国の法令改正に合わせ、

軽

で離職した方は、

会社都合など、

特定の理由

とした軽減制度があります 所得が一定以下の世帯を対象

特例対象被保険者等の

負担軽減措置があります

申請不要

拡大されました。

# **通知書の内容を**

します。 知書と決定通知書を送付しま 兼特別徴収開始通知書を送付 より納付する方には、納税通 している方には、決定通知書 納付書または、 すでに年金天引きで納付 口座振替に

は

軽

所得が不明

のな方が

いる場

・申告してください

所得申告が必要な方は必 一減の対象となりません れます。

## 保険税の税率について

額を改正しました。 法令改正に合わせ、 は(表1)のとおりです。 令和7年度の保険税の税率 課税限度 国の

### (表1) 全加入者 40歳~64歳の方 国保税は①~⑦の 後期高齢者 合計額で算出 基礎分 介護保険分 支援金分 所得割 (1) 7.3% 2.7% (6) 2.1% (4) 均等割 ②20,000円 ⑤10,000円 ⑦16,000円 人当たり) 平等割 ③20,000円 なし なし -世帯当たり) 26万円 66万円 課税限度額 17万円 (前年度比2万円増) (前年度比1万円増)

※所得割は、前年の所得から基礎控除43万円を引いた額に、 各税率をかけて算出します。 ※未就学児分の均等割は半額となります。

### (表2)

(3,2)	
	令和7年度
7割軽減 (改正なし)	43万円+10万円×A
5割軽減	43万円+ <u>30.5万円</u> ×B+10万円×A
2割軽減	43万円+ <u>56万円</u> ×B+10万円×A

-1)

4

A = (給与所得者等の数 ※給与所得者等の数は、 給与所得者等の数は、一定の給与所得者(給与所得55万円超)の人数と公的年金等の支給(65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方

は125万円 (特別控除15万円を含む) 超) を受ける人数の合計 B=(被保険者+特定同一世帯所属者数) ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度 移行した方で継続して同一世帯に属する方

### (表3)

該当要件	①離職日が令和6年3月31日以後であること ②離職日において、65歳未満であること ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」(「雇 用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のい ずれかの番号)であること 【11·12·21·22·23·31·32·33·34】	
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として 算定	
届け出に 必要なもの	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知	
届出場所	国保年金課または本納支所	

※出産予定日の6カ月前から らかにする書類、本人確認書類

届け出ができます。

母子手帳など親子関係を明

令和

割額および平等割額が軽減さ |主の所得金額の合計が軽減 世帯内の被保険者全員と世 均等 0 合 ※令和6年3月31日から令和 度国民健康保険税にこの軽 7年3月30日の間に離職 れ 7年度分も自動的に適用さ 減が適用された方は、 ます。 届け出をして令和6年

基準(表2)以下の場合、

(または出産月) 出 の前月から出 産予定月 (または 0 翌々月 出 ず届け出をしてください。 険税が軽減されますので、 ての要件に該当する場合、 (表3)の全 必 保

対象期間

健康保険税が減額されます 産前産後期間相当分の国 (令和6年1月~) 民

### 対象者

※妊娠85日 (4カ月) 出産予定または出産した方 国民健康保険に 場合も含む)。 早産および人工 出産に限る 令和5年11月1日以降に (死産、 妊娠中絶の 加入して 以上の 流産、

当分(4カ月分 産予定月 産